

クラウド Wi-Fi エントリーサービス利用規約

Ver1.0.0

第1章 総則

第1条 (取り扱いの準則)

- この「クラウド Wi-Fi エントリーサービス利用規約」(以下、本規約)は、アルテリア・ネットワークス株式会社(以下、弊社)が、契約者の無線 LAN 環境をクラウドで集中管理し、Wi-Fi の運用・保守を一括提供する「クラウド Wi-Fi エントリー」(以下、本サービス)に適用されます。
- 本規約と個別規約の間に異なる定めがある場合には、個別規約の定めが優先するものとします。契約者は、本規約と併せて個別規約にも従うものとします。

第2条 (規約の変更)

- 弊社は契約者の承認を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、契約者および弊社は変更後の規約に拘束されるものとします。
- 本規約変更後、契約者が本サービスの利用を継続した場合、弊社は契約者が変更後の規約に同意したものとみなします。但し、当該変更が契約者に対し著しい不利益を与える場合にはこの限りではなく、かかる場合には、契約者は弊社に対して利用契約の解約の申出をすることができます。弊社がこれを承諾した場合に、契約者は解約の手続きを速やかにとるものとします。
- 弊社は本規約を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、弊社の定める方法により内容を通知します。
- 本サービスの一部を弊社の事由により廃止することとなる場合、前項の通知を事前に行います。但し、本サービスについて、弊社の責任範囲以外の部分(本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更を行った場合等)に関する廃止が行われ、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

第3条 (用語の定義)

契約者	利用契約を締結している者。法人または法人に準ずる団体に限る。利用契約の申込を行い、利用契約を締結する前の契約者を特に「申込者」という。
利用契約	契約者が本サービスを利用するための契約。利用契約には、契約者による本規約の遵守のほか、サービスの内容、オプションの選択、料金等、サービス利用開始日および利用期間その他契約者と弊社が協議のうえ決定した事項が記載される。
個別契約	本サービスのうち特定のサービスについて、弊社が定める特段の規約(最低利用期間、注意事項、運用ルール、第 35 条(通知)に従って行われる案内等を含む。)であり、本規約の一部を構成する。
専用ポータル	契約者のビジネス用途に最適な無線 LAN 環境を提供するための、ID 登録・Wi-Fi 利用状況等の閲覧、管理等を行う専用の WEB ページ。
アクセスポイント 提携事業者	弊社が契約者に提供する、専用のセキュリティを備えたデュアル屋内無線 LAN 装置。 弊社が本サービスを提供するにあたり必要となる委託先、仕入元、代理店等の事業者。

第2章 利用契約

第4条 (提供地域)

- 本サービスの提供地域は、日本国内とします。但し、特定のサービスについて弊社が別段の定めをした場合には、この限りではありません。

第5条 (対象サービスと利用条件)

- 本サービスは、弊社が別途提供する電気通信サービスと共に利用することを前提とするサービスであり、当該電気通信サービスの対象は、弊社の定める「クラウド Wi-Fi エントリーサービス仕様書」に記載の通りとします。

第6条 (利用契約の単位)

- 本サービスの利用契約は、契約者からの利用申込書 1 通ごとに 1 の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1 の利用契約につき 1 人に限ります。
- 前項に定める利用申込書の提出により、申込者は本規約に同意したものとします。
- 申込者は利用申込に際して記入した、弊社が本サービスを提供するために必要となる弊社の定める情報(会社名・担当者氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)を、弊社の提携事業者に対して開示することに同意したものとします。

第7条 (利用契約の成立)

- 利用契約は、弊社が利用申込書受領後 10 営業日以内に第 3 項の通知を行わない場合、利用申込書が弊社に到達した時点で遡って成立します。
- 利用申込み後、利用契約が成立した後のキャンセルは受け付けられません。
- 弊社は、利用申込について次の各号のいずれかの事項を認めた場合は、利用申込を承認しないことがあります。その場合には、利用申込書受領後 10 営業日以内に、第 35 条(通知)第 2 項により通知します。
 - 利用申込が行われた本サービスの提供またはそのサービスに係わる装置の保守が、技術上著しく困難なとき。
 - 申込者が本規約に定められた義務の履行を怠るおそれがあるとき、または過去に義務を怠ったことがあるとき。
 - 申込者に第 23 条(提供の停止)に該当する事由があると認められたとき。
 - 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
 - 申込者が前条第 3 項による情報の開示に同意しないとき。
 - その他前各号に準ずる場合で、弊社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。

第8条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係わる一切の権利を第三者に譲渡または貸与し、あるいは第三者のために担保権の設定をすることはできません。

第9条 (契約者の地位の承継)

- 契約者が合併したときは、合併後存続する法人または合併により新設された法人が契約者の地位を承継し、その場合、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、承継したことを証明する書面を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を弊社に書面により通知いただきます。
- 弊社は、前項の通知があった場合に、承継した法人が第 23 条(提供の停止)のいずれかに該当するときは、第 35 条(通知)第 2 項の方法により通知し、契約者との利用契約を解除することができます。
- 本条の規定は、契約者の相続の場合に準用します。

第10条 (契約者の名称等に関する変更の届出)

- 契約者は、その商号・屋号・名称・代表者・住所・連絡先その他利用申込に際して届け出た契約者に関する情報に変更があったときは速やかに書面にて弊社に届け出いただきます。なお、第 9 条(契約者の地位の承継)第 1 項および本条の場合、弊社は契約者に、変更の事実を証明する書面を提出するよう求めることがあります。
- 前項に定めるほか、契約者は次の事項について、変更を請求することができるものとします。
 - 接続承認
 - SSID 名、セキュリティ等の当社が指定する事項
-

第11条 (再委託)

弊社は、本サービスの提供を、自己が負う義務と同様の義務を課して、第三者に再委託することができます。

第3章 本サービスの運用

第12条 (契約者の設備等)

- 本サービスを利用するために必要な機器・ソフトウェア・通信設備等は、本規約に基づき弊社が提供するものを除き、契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。
- 弊社は、契約者が準備した機器・ソフトウェアもしくは通信設備等または契約者が行った作業が原因となつて生じた本サービスの利用上の障害、その他の問題については、一切の責任を負いません。
- 契約者は契約者が行った作業または契約者が設置する機器が原因となつて、本サービスを通して弊社ならびに第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の責任のすべてを負います。
- 弊社は本サービスを通じて第三者が提供する商品、サービスおよび情報等につき、その完全性、正確性、有用

性などにつき、いかなる保証もしません。

- 本サービスにおいて使用できる SSID は、その命名権、使用権は弊社に帰属するものとし、弊社は本サービスに使用する SSID を契約者に貸与するものとします。なお、契約者は弊社が認証し貸与した以外 SSID を使用して本サービスを利用することはできないものとします。

第13条 (専用ポータルのアカウント管理)

- 弊社は、専用ポータルのアカウント(本サービスの提供のため、契約者の届出を受け弊社が契約者の専用ポータルへログインできるアカウント)およびパスワードを契約者に付与します。
- 契約者は、アカウントおよびパスワードについて管理責任を負い、盗用その他の事故があった場合、速やかに弊社に届け出ていただきます。
- アカウントおよびパスワードの盗用、その他の不正利用により生じた問題は、契約者の責任により解決するものとします。

第14条 (アクセスポイントの提供)

- 弊社は利用契約にて、アクセスポイントのレンタルの申込みを受けた場合、アクセスポイントを契約者にレンタルするものとし、アクセスポイントの購入の申込みを受けた場合、アクセスポイントを契約者に販売します。
- アクセスポイントに関する費用の支払方法は、弊社請求書に基づく支払方法といたします。
- 弊社は、契約者に対し、アクセスポイントを契約者の指定する日本国内の場所へ引渡します。
- アクセスポイントの引渡しのための運送の手配は弊社が行います。
- 契約者が弊社からアクセスポイントの引渡しを受けた後、以下の期間内にアクセスポイントの規格・仕様・個数につき不適合・不足または外観上明らかな瑕疵の存在の申し立てがなかった場合は、アクセスポイントは適正に契約者に引渡しが完了したものとみなします。

- 契約者または契約者の委託した事業者がアクセスポイントの設置作業を行う場合には、アクセスポイントの納入後 3 営業日以内
- 弊社又は弊社の委託した事業者がアクセスポイントの設置作業を行った場合には、設置完了後 6 時間以内

第15条 (アクセスポイントの担保責任)

- 弊社は、契約者に対し、前条に定める引渡し時においてアクセスポイントが正常な性能を備えていることのみを保証し、アクセスポイントの商品性もしくは契約者の使用目的への適合性その他について保証しません。
- 弊社は、アクセスポイントのバグ、故障、不良等による不具合について、瑕疵担保責任を負いません。
- アクセスポイントの故障時の対応については、先出しドバックのみにより保守を対応するものとします。但し、次の事項に該当する場合には保守の対象外となり、弊社へ保守、機器交換等を依頼する場合には、別途費用を負担いただきます。
 - 契約者または利用者その他第三者の故意、過失(軽過失を含む)に起因する場合。
 - 天災地変、地震、台風、水害、落雷、雪害等その他の不可抗力に起因する場合
 - 盗難、紛失に起因する場合
- ドバック保守時、故障したアクセスポイントを弊社へ送付する送料については、契約者負担となります。
- アクセスポイントの生産、製造、販売終了となる場合、当該機器の保守対応または本サービスが終了する場合があります。この場合、契約者に事前に通知できない場合もあります。

第16条 (機器の使用保管)

- 契約者は、利用契約が終了するまでの間、本サービス利用のために弊社が貸与または販売するアクセスポイントを善良な管理者の注意をもって使用および保管するものとします。
- 契約者は、アクセスポイントについて、第三者から強制執行、差押えその他の法律上、または事実上の侵害がないように保全し、このような事態が発生した場合は、直ちに弊社に通知し、その事態を解消させるべく弊社と協議するものとする。なお、これが解決できない場合、弊社より利用契約を解除する可能性があります。
- 契約者は、アクセスポイントの譲渡・転貸・設置場所の移動、または本サービス以外での利用はできません。
- 契約者は、アクセスポイントを分解・解析・改造・改変などの引渡しの状態からの変更は行えません。また、組み込まれているソフトウェアに関して変更・複製・バージョンアップ・本サービス以外での利用、第三者へのライセンス・譲渡はできません。
- 契約者は、アクセスポイントを弊社よりレンタルする場合、アクセスポイントに貼付された所有者の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
- 契約者は、アクセスポイントを弊社よりレンタルする場合、第 1 項の定めにかかわらずアクセスポイントを紛失(盗難を含む)、毀損または損傷したときは、弊社にその旨を通知していただきます。この場合、その原因を問わず(不可抗力を含む)、前条 3 項に定めるとおり、アクセスポイントの購入に要した費用相当額その他の対応に要した実費分の損害金を契約者に負担いただきます。なお、アクセスポイントを弊社より購入した場合においても、この場合には、契約者の負担にて再度アクセスポイントを購入していただく必要があります。
- 契約者は、天災事変その他の緊急事態に際してアクセスポイントを保護する必要があるとき、またはアクセスポイントの保守・廃止のために必要があるときを除き、アクセスポイントの取り外し・変更・分解、または損壊する行為その他アクセスポイントに線条その他の機器、部品、導体等を接続、設置してはならないものとします。
- 弊社は、契約者が、弊社が指定するアクセスポイント以外の機器による本サービスの利用を保証しません。

第17条 (ネットワークの利用)

契約者は、本サービスの利用にあたり他のネットワークを經由して通信を行う場合は、經由するすべてのネットワークの規則に従わなければならないとします。

第4章 利用期間

第18条 (サービスの利用開始)

- 契約者へのアクセスポイントの引き渡し完了をもって、本サービスの利用開始とし、翌月 1 日を課金開始日とし利用契約の解除日の属する月の末日まで、料金を請求します。

第19条 (最低利用期間)

- 本サービスの最低利用期間は、別記に定めるとおりとし、課金開始日を起算日として計算します。

第20条 (通信時間等の制限)

- 弊社は、通信が著しく輻輳するときは、弊社の定める方法により本サービスの利用を制限することがあります。
- 弊社は、前項の場合、輻輳する時間または制限する時間が継続して一定時間を超えると、通信を切断(本サービスの提供の中断)することがあります。
- 弊社は、本条に基づく通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第21条 (本サービスの中断)

- 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することがあります。
 - 弊社が設置する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - 弊社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - 弊社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの全部または一部の提供を停止することにより、弊社が本サービスを提供することが困難になったとき
 - 契約者が、弊社に個人情報利用の中止を申し入れたとき
 - 前各号のほか、弊社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断したとき
- 弊社は、前項第 1 号および第 2 号の規定により本サービスの提供を中断するときは、その 10 営業日以前までに、その理由および実施期間を第 35 条(通知)の方法で契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 弊社は、前項第 3 号の場合に本サービスの一部、もしくは全部を廃止するときは、あらかじめその理由および時期を第 35 条(通知)の方法で契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 弊社は前各項のほか、弊社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断したときには、本サービスの提供を中断することがあります。

第22条 (非常時における利用の制限)

- 弊社は、天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱った場合、本サービスの提供を制限し、または中断することがあります。
- 弊社は、弊社の責に帰することのできない事由(法令の改定・メーカによる対象機器の供給計画の変更・メーカの倒産・労働争議等)により弊社が本サービスの利用提供義務を履行できないときは、本サービスの提供を中断あるいは中止することができます。

第23条 (提供の停止)

- 弊社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 利用料金等を弊社に支払わないとき(弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
 - (2) 弊社に対する他の債務を支払わないとき。
 - (3) 利用申込に際し、虚偽の申告を行ったとき。
 - (4) 本規約に違反したとき。
 - (5) 小切手・手形の不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けたとき
 - (6) 監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、または自ら営業を休止もしくは停止したとき
 - (7) 差押・仮差押・仮処分もしくは滞納処分を受けたとき、あるいは破産・民事再生・特別清算もしくは会社更生の申し立てを受け、またはこれを自ら申し立てたとき。
 - (8) 前号のほか、財務状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき
- 前項に定めるほか、契約者が本サービスを利用して以下いずれかの行為を行ったと弊社が判断した場合、弊社は、契約者にその行為の中止またはデータの移動・修正を求め、あるいは事前に通知することなく契約者の表示または発信する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置き、あるいは、本サービスの提供を停止することができます。弊社は、提供の停止によって、その行為が是正されない限り、その停止期間を延長することができます。
 - (1) 弊社または第三者(本サービスを直接または間接に利用する契約者以外の者を含む。以下本条において同じ)の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 弊社または第三者のプライバシーまたは肖像権を侵害する行為
 - (3) 弊社または第三者を誹謗・中傷し、またはこれらの名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 弊社または第三者への詐欺・脅迫行為
 - (5) 弊社または第三者に不利益を与える行為
 - (6) 公職選挙法または無関係連鎖の防止に関する法律に違反する行為
 - (7) 猥褻・児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像・文書等を送信または表示する行為
 - (8) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像・データ等を送信または表示する行為
 - (9) 違法または公序良俗に反する行為(暴力・売春・残虐・冒険的発言等)
 - (10) 弊社または本サービスの信用を毀損するおそれのある行為
 - (11) 本サービスの構成について重大な影響を及ぼす情報を発信し、またはこれを掲載する行為
 - (12) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供し、または弊社のサービスに関連して使用する行為
 - (13) 無差別ならびに大量に不特定多数の者に対し、これらの者の意思を無視してメール等を送信する行為
 - (14) 薬物犯罪、規制薬物もしくは指定薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - (15) Web ページ運用の際、リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへのリンクを行う行為
 - (16) その他、法令・条約等に違反する行為、または違反のおそれのある行為
 - (17) 犯罪行為または犯罪のおそれのある行為
 - (18) 他人の ID およびパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (19) ひとつの ID およびパスワードを重複して同時にログインする行為
 - (20) 本サービスの運営を妨げる行為・弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのある行為をしたとき。なお、本号はサービスを利用して行った場合に限らず、適用されるものとします。
 - (21) 前各号の行為を行い、またはこれを行おうとしている者を助長する行為
 - (22) 第 16 条(機器の使用保管)に規定する弊社提供の機器を指定以外の方法により使用する行為
- 契約者は、前 2 項の通信停止期間中も本サービスの利用料金を支払うものとします。
- 第 1 項および第 2 項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、第 35 条(通知)の方法により契約者に通知します。但し、その連絡方法を用いても通知できないときは、この限りではありません。
- 第 2 項は、弊社の情報の監視・削除等の義務を規定したものではありません。当該監視または削除を行わなかったことによる契約者、エンドユーザーまたは第三者に生じた損害について、弊社は一切責任を負いません。

第5章 利用料金等

第24条 (料金等)

- 契約者が弊社に支払う以下の料金等は、別記に定めます。
 - (1) 初期費用
利用契約の成立時(利用契約の申し込み時)にお支払いいただきます。但し、契約者がオプションサービスを追加した場合、工事、作業を要する場合には、別途初期費用が生じる場合があります。
 - (2) 月額費用
サービス利用開始日から契約が終了する日までの期間を対象として、お支払いいただきます。なお、月額費用は月末締め翌末日払いとします。
- 本条の支払に係る振込手数料その他の費用は、契約者においてご負担いただきます。
- 月額で定める料金は、最終利用月の末日まで毎月に課金するものとし、日割計算は行いません。
- 弊社は、本規約の定めに従って算出された料金等の額に消費税相当額を加算し、契約者へ請求するものとします。

第25条 (契約変更または解除に伴う違約金)

- 最低利用期間中に利用契約を途中解約した場合、契約者には違約金として最低利用期間の残余期間に対応する月額費用分を負担していただきます。この場合、弊社は当該違約金につき一括して請求します。
- 最低利用期間中の契約の変更は、解約・新規扱いとなり、前項に定める違約金が生じます。
- 利用契約の成立後、利用開始前に利用契約を解除、キャンセル、終了した場合においても、第 1 項に定める違約金が生じます。

第26条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、弊社が別に定める方法により支払っていただきます。

第27条 (割増金)

契約者は、料金等の支払を不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第6章 契約解除

第28条 (契約者が行う利用契約解除)

- 契約者は、利用契約を解除する場合、解除日より 30 営業日前までにあらかじめ書面で弊社に通知することで、利用契約を解除することができます。この場合、弊社は、解除日をもって契約者に対する本サービスの提供を終了します。
- 前項の解除が最低利用期間の満了前に行われる場合には、契約者は第 25 条(契約変更または解除に伴う違約金)に従って、弊社に対して違約金を支払うものとします。
- 前項の規定にかかわらず、契約者は第 21 条(本サービスの中断)第3項により、利用契約の目的を達することができないときは、第 25 条(契約変更または解除に伴う違約金)の規定による違約金を支払うことなく、弊社に書面で通知することにより、廃止された本サービスに関連する利用契約を解除することができます。

第29条 (弊社が行う利用契約の解除)

- 弊社は、契約者が第 23 条(提供の停止)に該当する場合には、利用契約を解除することができます。
- 前項のほか、弊社は、最低利用期間満了後、利用契約を解除する場合には、解除日より1ヶ月以上前までにあらかじめ第 35 条(通知)第2項の方法により契約者に通知することで、契約者に対して一切の補償、賠償をすることなく利用契約を解除することができます。弊社は解除日をもって本サービスの提供を終了することができます。
- 前2項のほか、本サービスの一部を構成するライセンスその他本サービスを提供するうえで必要となる権利、地位その他の契約上の利益が、弊社の責めに拠らず消滅した場合、弊社は契約者に対する補償、賠償を行うことなく、利用契約の全部または一部を解除することができます。

第30条 (利用契約終了後の措置)

- 第 28 条(契約者が行う利用契約解除)、第 29 条(弊社が行う利用契約の解除)その他の理由により利用契約の一部もしくは全部が終了した場合は、弊社は速やかに料金等を計算し、契約者に請求します。
- 契約者は、前項の場合、速やかに弊社が契約者に提供・交付した資料等を弊社の指示に従い、返却、処分、あるいは破壊するものとします。

- 契約者は弊社がアクセスポイントを貸与している場合、解約月末日までにアクセスポイントを弊社に返却ください。返却時の送料については契約者負担となります。
- 前項に定めるアクセスポイントの返却が期限までになされない場合、その他紛失、滅失等で返却が不可能な場合、契約者には第 16 条(機器の使用保管)第 3 項に定める損害金をお支払いいただきます。

第7章 損害賠償

第31条 (免責)

- 弊社は、本サービスに関して、契約者もしくはその他の第三者に生じた損害については、本規約もしくは利用契約に別段の定めがある場合を除き、直接または間接を問わず、また、付随的もしくは結果的損害、または逸失利益、機会損失、データ喪失等を含め、一切賠償の責を負いません。
- 弊社は、第 12 条(契約者の設備等)第 2 項、第 22 条(非常時における利用の制限)、第 29 条(弊社が行う利用契約の解除)により契約者の本サービスの利用が制限・中断・終了した場合、損害賠償の責を負いません。
- 前2項に定めるほか、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、弊社に損害賠償責任、補償責任その他の責任が生じる場合、損害賠償額の上限は、その責任が発生した直近1ヶ月の月額費用とします。
- 弊社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、弊社はその責を一切負わないものとし、この場合、当該加利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第8章 一般条項

第32条 (秘密情報の取り扱い)

- 契約者および弊社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上で知り得た情報(ネットワーク関連情報等を含む)を、公表および第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず告知となった情報
- 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報既に公知であった情報
- 前項の定めにかかわらず、契約者および弊社は秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および弊社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
- 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます)を複製または改変(以下本項目において「複製等」といいます)することができるものとします。この場合契約者または弊社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手側から書面による承諾を受けるものとします。
- 全各項の規定にかかわらず、弊社が必要と認めた場合には、第 11 条(再委託)に定める再委託先その他の提携事業者に対して、本サービス遂行目的の範囲内で、契約者から事前の書面による受けることなく秘密情報を開示することができるとする。ただしこの場合、弊社は再委託先その他の提携事業者に対して、本条に基づき弊社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第 4 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に交換し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとする。

第33条 (個人情報の取扱い)

- 契約者および弊社は、本サービスを遂行するための相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を本サービス遂行目的の範囲のみで使用し、第三者に開示または漏洩しないとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第 3 項乃至 6 項の規定を準用するものとします。
- 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第34条 (本サービス上の権利)

弊社の本サービスを提供するためのノウハウ・システムその他に存する一切の権利は弊社に帰属するものであり、契約者はこれを侵害しないものとします。また、契約者は、利用申込によって弊社の有する商標・ライセンス等何らの使用権も取得するものではなく、これを弊社の事前の書面による承諾なく利用することはできません。

第35条 (通知)

- 本規約および利用契約に基づき弊社が契約者に対して行う通知その他の連絡(以下、通知等)は、契約者が弊社に届け出ている連絡先に宛てています。
- 弊社から個別の契約者への通知等は、電子メール・書面の郵送・書面の宅配により行います。
- 弊社から一般の契約者への通知等は、弊社のホームページでの掲載等、弊社が適当と判断する方法により行います。
- 前2項の通知等は、弊社が該当通知の内容を電子メールや書面が発信または発送された時点、または弊社のホームページ上に表示した時点より効力を生じます。

第36条 (合意管轄裁判所)

利用契約および本規約に関連して、契約者と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

付則

2017年4月27日施行

別記（クラウドWi-Fiエントリー料金表） ver1.1

1. 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は1年となります。

2. 料金表

■基本サービス

ver1.1
(税別)

商品名		定価	概要	
機器販売	クラウドWi-Fiエントリー 事務手数料	¥5,000	機器販売時 初期登録料・APキット(AC単位)	
	クラウドWi-Fiエントリー [機器販売] Type1/Mikro TIK hAP lite	機器費用	¥12,000	Mikro TIK hAP lite 機器(AC7台別)
		月額費用	¥1,400	Type1運用サービス/先出せのバックアップ付(AP単位)
	クラウドWi-Fiエントリー [機器販売] Type2/Aruba 103	機器費用	¥25,000	Aruba 103 機器(AC7台別)
		月額費用	¥2,200	Type2運用サービス/先出せのバックアップ付(AP単位)
	クラウドWi-Fiエントリー [機器販売] Type3/Aruba 207	機器費用	¥32,600	Aruba 207 機器(AC7台別)
		月額費用	¥2,200	Type3運用サービス/先出せのバックアップ付(AP単位)
	初期無料(機器レンタル)	クラウドWi-Fiエントリー [初期無料] Type1	初期費用	¥0
月額費用			¥1,880	Type1無線LANアクセサリ/運用サービス/先出せのバックアップ付(AP単位)
クラウドWi-Fiエントリー [初期無料] Type 2		初期費用	¥0	Type2初期登録料・APキット配送(AP単位) 工事費別途
		月額費用	¥2,980	Type2無線LANアクセサリ/運用サービス/先出せのバックアップ付
クラウドWi-Fiエントリー [初期無料] Type 3		初期費用	¥0	Type3初期登録料・APキット配送 工事費別途
		月額費用	¥3,300	Type3無線LANアクセサリ/運用サービス/先出せのバックアップ付
オプション	クラウドWi-Fiエントリー インタープライズ認証オプション	月額費用	¥1,000	ID/PW認証、MACアドレス認証+ID/PW認証 利用料 (AP単位)
	クラウドWi-Fiエントリー SNS認証オプション	月額費用	¥1,000	SNSアカウント認証 利用料(AP単位)
	クラウドWi-Fiエントリー フル認証オプション	月額費用	¥1,400	全認証機能 利用料(AP単位)

■オプションサービス

1) 初期費用

(税別)

商品名	定価	概要
クラウドWi-Fiエントリー 固定IPアドレス設定費用 (1台目)	¥16,000	出荷時のAPキット固定IPアドレス設定費用 1台目の設定費用
クラウドWi-Fiエントリー 固定IPアドレス設定費用 (2台目以降)	¥3,200	出荷時のAP固定IPアドレス設定費用 2台目以降(AP単位)
クラウドWi-Fiエントリー 移設費用	¥5,000	クラウドWi-Fiエントリー 移設費用
クラウドWi-Fiエントリー 設定変更費用	¥8,000	クラウドWi-Fiエントリー 設定変更費用
クラウドWi-Fiエントリー ID追加登録作業 (1-50ID) 平日9-17	¥8,000	クラウドWi-Fiエントリー ID追加登録作業 (1-50ID) 平日9-17
クラウドWi-Fiエントリー MACアドレス登録作業(1-50MACアドレス) 平日9-17	¥8,000	クラウドWi-Fiエントリー MACアドレス登録作業(1-50MACアドレス) 平日9-17

2) 月額費用

(税別)

商品名	定価	概要
クラウドWi-Fiエントリー ID追加登録作業 (1ID毎) 月額費用	¥200	クラウドWi-Fiエントリー ID追加登録作業 (1ID毎) 月額費用
クラウドWi-Fiエントリー MACアドレス登録 (1MACアドレス毎) 月額費用	¥200	クラウドWi-Fiエントリー MACアドレス登録料 (1MACアドレス毎) 月額費用